

5 その他参考事項

- (注) (1) 4の欄には実費弁償（監査役としての職務の遂行のために受け取った交通費、宿泊費等の経費）を除いた株式会社から受領した全ての報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益について記載するものとする。
- (2) 4の「種類」の欄には、金銭、有価証券、物品及びその他の別を記載するものとする。
- (3) 4の「価額」の欄には、金銭を受領した場合においてはその額を、金銭以外の財産上の利益を受領した場合においてはその利益を時価に見積もった金額を記載するものとする。
- (4) 4の「受領の事由」の欄には、監査役報酬、監査役賞与、株式配当金、特許権等の実施料、指導料及びその他の別を記載するものとする。
- (5) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記載して添付するものとする。